

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第4号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2料金課長の項第2号中「、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料」を「及び下水道使用料」に改め、同項第4号中「、京都市特定環境保全公共下水道事業条例第26条及び京都市上弓削農業集落排水処理施設条例第20条」を「及び京都市特定環境保全公共下水道事業条例第26条」に改め、同表営業所長の項第4号中「、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料」を「及び下水道使用料」に改め、同項第5号中「、京都市特定環境保全公共下水道事業条例第26条及び京都市上弓削農業集落排水処理施設条例第20条」を「及び京都市特定環境保全公共下水道事業条例第26条」に改め、同表給水工事課長の項第23号及び同表給水工事課担当課長の項第23号中「並びに給水装置工事の設計の審査及び完了の検査」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)